

30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30. 4. 4	H30. 4. 18	新宿区霞ヶ丘町1番1外135筆の2020年東京オリンピック・パラリンピック終了後の貸付方針について協議した内容がわかる文書					1											当該公文書は、協議を行っていないため作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部競技・渉外課
2	H30. 4. 4	H30. 4. 18	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場整備における法令順守の徹底等について（平成29年7月25日付事務連絡） ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場整備における安全管理の徹底について（平成30年1月29日付事務連絡） ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場整備における安全管理の徹底について（平成30年2月16日付事務連絡）	3	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
3	H30. 4. 4	H30. 4. 18	・会議等申込票兼議事要旨記録票及び付属資料（平成30年3月22日局長レク） ・会議等議事要旨記録票及び付属資料（平成30年3月27日局務報告） ・「東京オリンピック・パラリンピック競技大会都市ボランティア募集要項(案)」について（平成30年3月28日付29オ調計第277号）	35	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課
4	H30. 2. 19	H30. 4. 20	・RWC2019開催に伴う東京都への経済波及効果等の調査報告書 ・開催希望申請書作成における支援業務報告書	142	1						1	1	1				1	(2号) 特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるものと認められるため (3号) 公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (3号) 公にすることにより、イラスト作成者等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (3号) 公にすることにより、団体等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす可能性があるため (6号) 公にすることにより、予定価格が推測され、今後のラグビーワールドカップ2019TM開催準備に関する都の入札・契約等の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため (6号) 公にすることにより、事業の運営に支障を及ぼす恐れがあるため	オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部ラグビーワールドカップ開催準備課	
5	H30. 2. 19	H30. 4. 20	第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村仕様の設計等に関する協定書締結に係る確認書について 28オ大ー第240号	22	1							1		1	1			(3号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市大会運営要件を除く。）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCの事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (5号) 選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (6号) IOCと開催都市との間で守秘義務が設定されているテクニカルマニュアル（開催都市大会運営要件を除く。）に係る情報であって、これを公にすることにより、IOCからの信用を不当に損なうことになると認められるものであり、オリンピック・パラリンピックの今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため。また、大会時の選手村の計画に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、今後の選手村仕様新築工事の契約に当たり、適切かつ公正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課	

30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	H30.4.9	H30.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28才調連第65号 ピンバッジの買入れ ・ 28才調連第73号 ピンバッジの買入れ ・ 平成28年8月1日作成 前渡金支払予定書「ピンバッジの購入」 ・ 28才調連第205号 ピンバッジ（マグネットタイプ）の買入れ ・ 28才調連第376号 バッジ（マグネットタイプ）の買入れ ・ 28才調連第413号 視覚障害者用バッジの買入れ ・ 28才調連第448号 視覚障害者用バッジの買入れについて ・ 29才調連第8号 バッジ（マグネットタイプ）の買入れ 	282		1													<p>(2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(3号) 公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれるため。</p> <p>(4号) 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部事業推進課